瀬戸内高速道路利用協同組合

MONTHLY SETOUCHI

11月1日~11月3日 11月22日~11月24日は 休日割引が 適用されません

2025年10月17日発行

車載器の再セットアップが必要な場合

- ① 車載器の取り付けられた車両のナンバープレートが変更になった場合
- ② 車載器を他の車両に付け替えた場合等 セットアップされている情報に変更が生じた場合
- ③ 車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合



新総代の決定

2025年11月~2028年10月迄

前総代の方々には3年に渡り、大変お世話になりありがとうございました。

2025 年11 月~2028 年 10 月迄の新たな総代が決まりました。 先日、「MONTHLY SETOUCHI 号外」でお知らせしました総代選挙 立候補について、各ブロックとも立候補者の数が定数と同数であった 為、総代選挙規約に基づき下記の組合員様が全員無投票当選となり ましたので、ご報告致します。 ※50音順

北海道/東北/関東信越/東海ブロック	(中国/四国ブロック 続き)
株式会社オシキリ	関西プラスチック工業株式会社
株式会社東北タチバナ	有限会社木曽建築
フマキラー株式会社	倉敷タクシー株式会社
北陸/近畿ブロック	株式会社金剛測機
株式会社正英製作所	有限会社白神材木店
富士端子工業株式会社	タカオ株式会社
中国/四国ブロック	株式会社ディー・エス笹沖
相原司法書士事務所	東邦産業株式会社
有限会社アクシス	東洋額装株式会社
株式会社アサヒメッシュ産業	有限会社トリタニ
アトム株式会社	仁科不動産鑑定事務所
NSウエスト株式会社	平松エンタープライズ株式会社
有限会社オオスミ	藤井株式会社
有限会社岡田保険事務所	ユニカス工業株式会社
株式会社小川長春館	九州ブロック
株式会社カワカミ	株式会社キューブツ

労基情報



~10月は年次有給休暇取得促進期間です~

年次有給休暇の取得は労働者の心身の疲労の回復など労働者の健康と生活に役立つだけでなく、 生産性の向上など会社にとっても大きなメリット があります。

働く人の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のためには、会社が自社の状況や課題を踏まえ、労働者の健康と生活に配慮し、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要です。

年次有給休暇は、業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者、アルバイトなどの区分に関係なく、「雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した」全ての労働者に付与されます。

また、使用者は、法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、基準日から1年以内に5日、年次有給休暇を与えなければなりません。

土日や休日に年次有給休暇を組み合わせて連続 休暇にする「プラスワン休暇」の実施や、年次有 給休暇の計画的付与制度の導入等により、より多 くの年次有給休暇を取得できるようにしましょう。

※年次有給休暇取得 促進特設サイトはこちら



お問い合わせは 倉敷労働基準監督署 TEL:086-422-8177まで



【雑感】

10 月に入って過ごしやすい気候になり、日に日に秋の深まりを感じます。朝晩で気温差が大きいためか、私はこの時期に風邪をひきやすいです。皆様も体調管理に気をつけてお過ごしください。